皇室事項

御祝電

天皇陛下は、五月二十八日ネパール国の国祭日につき、同月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十六年五月三十日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十六年七月三日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　吉住　良二
　生年月日　昭和四十七年七月二十日生
　旅券申請上の住所　中華人民共和国
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TZ〇五九二二五二
　発行年月日　平成二十年十月十五日
　旅券名義人　吉住　良二
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成十九年七月二十七日、さいたま地方裁判所から、建造物侵入、窃盗事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十六年三月三十一日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

国家試験

第56回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第６条の規定に基づき、第56回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

平成26年５月30日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

受験番号	氏名	受験番号	氏名
22	勝部　真徳	25	河原　卓美
27	北田　孝典	33	齋藤　拓人
36	佐藤　雅一	43	鈴木　創司
44	鈴木　漠	47	須東　良博
48	住江　宏幸	63	中三　和也
67	西　朋秀	68	西岡　朋美
75	林　尚宏	100	安江　祉洋
103	上口　大志	105	上下　雄三
112	秋本　泰秀	113	井野　孝
114	井原　健一	115	植田　裕也
116	江口　悠太	117	加藤　彰浩
118	金井　崇紘	119	久保田哲平
120	黒野　晃平	122	佐々木崇志
123	止野　友博	124	武田　直也
125	田島　匠	126	中谷　友紀
127	廬三　紘典	128	藤原　光利
129	村上　玄	130	森　翔平

第46回核燃料取扱主任者試験合格者

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号）第２条の規定に基づき、第46回核燃料取扱主任者試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

平成26年５月30日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

受験番号	氏名	受験番号	氏名
12	八木　直人	19	藤本　望
28	市野　将弘	36	久野　義夫
54	上田　琢馬	58	阿部　惟子
60	井野　孝	61	井上　勝宣
63	上坂　貴洋	64	植田　裕也
65	江口　悠太	67	久保田哲平
68	黒野　晃平	70	佐々木崇志
71	止野　友博	72	武田　直也
74	谷口　貴一	75	豊田　望
77	廬三　紘典	78	藤原　光利
79	村上　玄	80	森　翔平

公告

諸事項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成26年５月30日

金融庁長官　畑中龍太郎

1　所在地の変更のあった者

(1)　名称　カムロックスインベストメンツエスエーアールエル
　変更後の所在地　ルクセンブルク大公国、ルクセンブルクＬ－2453、ユージェーヌ・リュペール通り６

(2)　名称　ユーロハートインベストメンツエスエーアールエル
　変更後の所在地　ルクセンブルク大公国、ルクセンブルクＬ－2453、ユージェーヌ・リュペール通り６

(3)　名称　ケネディクス株式会社
　変更後の所在地　東京都中央区日本橋兜町６番５号

(4)　名称　ＡＳＯ　ＦＡＬ　ＵＫ　ＬＩＭＩＴＥＤ
　変更後の所在地　英国、ＥＣ３Ｒ　７ＱＲ　ロンドン、マーク　レイン50、トライコーンスウィート４Ｆ

2　名称の変更のあった者

(1)　変更前の名称　株式会社ハーティス
　変更後の名称　合同会社ハーティス

(2)　変更前の名称　日本リバイバル債権回収株式会社
　変更後の名称　日本リバイバル・インベストメンツ株式会社

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成26年５月30日

金融庁長官　畑中龍太郎

1　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

(1)　2014年２月19日付Ｔｏｋｕｍｅｉ　Ｋｕｍｉａｉ　Ａｇｒｅｅｍｅｎｔ（その後の変更分を含む）に基づく匿名組合の営業者である
　名称　Ｙａｎａｇｉ合同会社
　住所　東京都港区虎ノ門五丁目１番４号東都ビル６階

(2)　エフエスエー・スリー・イーエー・エスピーブイ・エルピーの業務執行組合員等である
　名称　スクアドロン・キャピタル・パートナーズ・リミテッド
　住所　フラッグ・スクアドロン・エイジア・リミテッド気付　中華人民共和国香港特別行政區中環雪廠街２號聖佐治大廈４階406室

(3)　エフエスエー・スリー・パシフィック・エスピーブイ・エルピーの業務執行組合員等である
　名称　スクアドロン・キャピタル・パートナーズ・リミテッド
　住所　フラッグ・スクアドロン・エイジア・リミテッド気付　中華人民共和国香港特別行政區中環雪廠街２號聖佐治大廈４階406室

2　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

(1)　名称　巻信用組合
　住所　新潟市西蒲区巻甲4180番地１

(2)　名称　いちご地所株式会社
　住所　東京都千代田区内幸町一丁目１番１号

(3)　名称　株式会社イシン・ヨコハマ・ホールディングス
　住所　東京都港区虎ノ門四丁目３番13号